

平成27年2月27日

矢羽の使用に関する準則制定のお知らせ

近時、ワシタカ類の羽根を用いた矢羽に関して、関連法令等に違反する取引がなされていた可能性があり、この問題につき昨年3月に調査委員会を設置して調査を行っていたことは、既にホームページでご案内したとおりです。

当連盟では、同調査委員会の報告を受けて、矢羽の使用に関する準則委員会及び矢羽の認定に関する検討委員会を設置し、矢羽の使用に関するルール（準則）を検討してまいりましたが、この度、両委員会の検討結果がまとまり、平成27年1月26日の理事会において、一部修正を加えた上で、「矢羽の使用に関する準則」が承認され、成立しましたので、ここにお知らせいたします。

当連盟では、種の保存法を所管する環境省にも相談し、検討を進めましたが、これによれば、種の保存法による規制の対象は、同法施行令別表に「和名」で記載されている「種」のうちの「学名」で記載されている「亜種」のみであり、対象となる行為は「譲渡」「譲受」「引渡」「引取」等で「保有」や「使用」は対象外であるとのことでした。

従いまして、現在出回っている矢羽のうち、種の保存法に違反すると思われる矢羽は、国内外種を問わず規制対象であるオジロワシとオオワシの羽根が密猟者等から譲渡される中心とも思われるため、これらを排除する方策を講じることが極めて重要であるとの観点から、今回の準則を策定するに至ったものです。

このため、今回の準則では、オオタカ、イヌワシ、オガサワラノスリ、カンムリワシ、クマタカについては、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」に記載していただき、これらの羽根を用いた矢を使用する場合には証明書を提示していただくこととし、オジロワシとオオワシについては、証明書への記載も、競技会や審査会での使用も禁止させていただきますこととしました。この取扱いは、法改正等の状況の変化に応じて、随時変更させていただきます場合がありますので、今後も関連する告知にご注意ください。

今回の準則は、流通する矢羽の適正入手（トレーサビリティ）を確保することにより、密猟者等の矢羽を使用・流通の場から排除すべく、皆様のご協力のもと、法令に係る「種」のワシタカ類の矢羽につき、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」を作成・携帯する制度を実施して、法令順守、弓道の伝統文化の継承・発展、財産権保護、自然保護について、調和のとれた対応を行うことを目的としております。

準則を実効あるものとするためには、皆様のご理解とご協力がたいへん重要となってまいります。この点、是非ともご理解をいただき、準則とあわせて、矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）記入上の注意と参考資料もよくお読みいただき、証明書の作成と携行にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、準則や矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）の記載方法等につき、疑問な点やご質問等がございましたら、書面により、下記事務局までお問合せ下さい。

<問合せ先>

E-mail : kanri3@kyudo.jp

FAX : 03-3481-2398

郵送 : 150-8050

東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館
(公財) 全日本弓道連盟事務局 宛